



宮 崎 県 公 報

平成26年7月1日（火曜日）号外 第34号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………（蛸・鱺・鮫・鰯） 2		○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 6
○職員の配偶者同行休業に関する条例……………（人事課） 2		○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 8
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…（行政経営課） 6		○宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（福祉保健課） 8
		○宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境管理課） 9
		○宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例……………（商工政策課） 11

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 改正の理由及び主な内容

消費者行政の一層の活性化を図るため、宮崎県消費者行政活性化基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の配偶者同行休業に関する条例（条例第46号）

1 制定の理由及び主な内容

地方公務員法の一部改正により、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員の休業が可能となったことを踏まえ、「配偶者同行休業制度」を新たに導入するため条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 改正の理由及び主な内容

施設所在地の字名変更に伴い、位置表示の変更を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 改正の理由及び主な内容

地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成26年10月1日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 改正の理由及び主な内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく県税の課税免除を行った場合における地方交付税の減収補てん措置が延長されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 改正の理由及び主な内容
環境影響評価法の一部改正に準じて、所要の改正を行うこととしました。

- 2 施行期日
この条例は、平成26年9月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 改正の理由及び主な内容
産業競争力強化法が制定され、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第45号

宮崎県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県消費者行政活性化基金条例（平成21年宮崎県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成41年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第46号

職員の配偶者同行休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- （1）外国での勤務
- （2）事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在する

ものにおける修学 (前 2 号に該当するものを除く。)

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、人事委員会規則で定めるところにより、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者 (法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。) が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が 3 年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。

3 第 2 条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 7 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 2 条第 1 項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

(届出)

第 8 条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第 1 号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第 9 条 任命権者は、第 2 条又は第 6 条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間 (以下「申請期間」という。

) について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第 2 号に掲げる任用は、申請期間について 1 年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間 (以下この条において「任期」という。) の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定に基づき任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

5 第 2 項の規定は、第 3 項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第 10 条 配偶者同行休業をした職員 (地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和 27 年法律第 289 号) 第 3 条第 4 号の職員を除く。) が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第 11 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和 28 年宮崎県条例第 44 号) 第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数 (法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮崎県職員定数条例の一部改正)

2 宮崎県職員定数条例（昭和24年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 [略] 2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。 (1)～(6) [略]	第2条 [略] 2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。 <u>(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、任命権者の承認を受けて、自己啓発等休業をしている職員</u> <u>(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号）第2条（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、任命権者の承認を受けて、配偶者同行休業をしている職員</u> (3)～(8) [略]

(地方警察職員の定員に関する条例の一部改正)

3 地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の定員) 第2条 [略] 2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員に含まないものとする。 。 (1)～(5) [略]	(職員の定員) 第2条 [略] 2 次に掲げる職員は、前項に規定する職員に含まないものとする。 。 <u>(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、任命権者の承認を受けて、自己啓発等休業をしている職員</u> <u>(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号）第2条（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、任命権者の承認を受けて、配偶者同行休業をしている職員</u> (3)～(7) [略]

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

4 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第15条の5 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。 第15条の6 [略]	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第15条の5 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。 <u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第15条の6 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号）第2条（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。 第15条の7 [略]

(宮崎県教育関係職員定数条例の一部改正)

5 宮崎県教育関係職員定数条例（昭和57年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定数)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員に含まないものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>(定数)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員に含まないものとする。</p> <p>(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、任命権者の承認を受けて、自己啓発等休業をしている職員</p> <p>(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号）第2条（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、任命権者の承認を受けて、配偶者同行休業をしている職員</p> <p>(3)～(9) [略]</p>
<p>(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p> <p>6 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(3) [略]</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(3) [略]</p>
<p>(宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)</p> <p>7 宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宮崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員の休業の状況</p> <p>(5)～(9) [略]</p>
<p>(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)</p> <p>8 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
改正前	改正後
<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第25条の2 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p>	<p>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第25条の2 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている</p>

	期間については、給与を支給しない。 （配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与） 第25条の3 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県 条例第46号）第2条（同条例第6条第3項において準用する場合 を含む。）の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている 期間については、給与を支給しない。
--	--

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第47号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	設置目的	位置	名称	設置目的	位置
[略]			[略]		
宮崎県林業技 術センター	[略]	東臼杵郡美郷町 西郷区田代字内 野々1561番地1	宮崎県林業技 術センター	[略]	東臼杵郡美郷町 西郷区田代字内野 々1561番地1
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第48号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
（法人税割の税率） 第30条 法人税割の税率は、 <u>100分の5</u> とする。 （法人の事業税の税率等） 第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 （1）法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ [略] ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額		（法人税割の税率） 第30条 法人税割の税率は、 <u>100分の3.2</u> とする。 （法人の事業税の税率等） 第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 （1）法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ [略] ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額	
各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 1.5</u>	各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 2.2</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の 2.2</u>	各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の 3.2</u>
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の 2.9</u>	各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の 4.3</u>
（2）特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる		（2）特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる	

税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 2.7
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 3.6

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 2.7
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	100分の 4
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の 5.3

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の 0.7の税率を乗じて得た金額とする。

3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ [略]

ウ 各事業年度の所得に 100分の 2.9の税率を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に 100分の 3.6の税率を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に 100分の 5.3の税率を乗じて得た金額

附 則

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から平成28年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の 5.8とする。

2 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年 1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 5.8分の 0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) [略]

3～6 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 3.6
--------------------------	-----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年10億円以下の金額	100分の 3.6
---------------------------------	-----------

税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 3.4
各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 4.6

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の 3.4
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	100分の 5.1
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の 6.7

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に 100分の 0.9の税率を乗じて得た金額とする。

3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ [略]

ウ 各事業年度の所得に 100分の 4.3の税率を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に 100分の 4.6の税率を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に 100分の 6.7の税率を乗じて得た金額

附 則

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

第6条 昭和51年2月1日から平成28年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の 4とする。

2 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年 1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 4分の 0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) [略]

3～6 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第32条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年 400万円を超える金額	100分の 4.6
--------------------------	-----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年10億円以下の金額	100分の 4.6
---------------------------------	-----------

各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 100分の 4.3	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 100分の 5.5
と、同条第3項第2号中「 <u>100分の 3.6</u> 」とあるのは「 <u>100分の 3.6</u> （各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、 <u>100分の 4.3</u> ）」とする。	と、同条第3項第2号中「 <u>100分の 4.6</u> 」とあるのは「 <u>100分の 4.6</u> （各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、 <u>100分の 5.5</u> ）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）第30条及び附則第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 改正後の条例第32条及び附則第7条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第49号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(同意集積区域における県税の課税免除) 第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。 (1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成26年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した指定集積事業者（以下この条において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの (2) [略]	(同意集積区域における県税の課税免除) 第4条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。 (1) 不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成28年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した指定集積事業者（以下この条において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの (2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第50号

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第51号

宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例

宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。</p> <p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</p> <p>(方法書についての意見書の提出)</p> <p>第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は</p>	<p>(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、方法書等を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。</p> <p>2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。</p> <p>3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。</p> <p>4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(方法書についての意見書の提出)</p> <p>第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は</p>

、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 [略]

(準備書の送付等)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第16条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書（以下「準備書等」という。）を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事及び関係市町村長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第17条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) [略]

(2) 第5条第1項第1号又は第13条第1項第2号から第4号ま

、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 [略]

(準備書の送付等)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第6条に規定する地域」とあるのは「第14条に規定する関係地域」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第17条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) [略]

(2) 第5条第1項第1号又は第13条第1項第2号から第4号ま

で若しくは第7号に掲げる事項の修正 次項、第22条及び第23条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) [略]

2 [略]

(評価書の公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書等を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(事業者の協力)

第35条 都市計画決定権者は、前条に規定する対象事業に係る事業者に対し、同条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(勧告及び公表)

第42条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な手続の実施その他の措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) [略]

(2) 虚偽の記載をした方法書、準備書等、評価書等、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付し、又は縦覧に供したとき。

(3)～(5) [略]

2～4 [略]

別表 (第2条関係)

項	事業の種類
[略]	
4	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上飛行場及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上飛行場の設置又は変更の事業
[略]	

で若しくは第7号に掲げる事項の修正 次項、次条及び第23条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

(3) [略]

2 [略]

(評価書の公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない

(事業者の協力)

第35条 都市計画決定権者は、前条に規定する対象事業に係る事業者に対し、同条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(勧告及び公表)

第42条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な手続の実施その他の措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) [略]

(2) 虚偽の記載をした方法書等、準備書等、評価書等、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付し、又は縦覧に供したとき

(3)～(5) [略]

2～4 [略]

別表 (第2条関係)

項	事業の種類
[略]	
4	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第75条第1項の陸上空港等及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上飛行場の設置又は変更の事業
[略]	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県環境影響評価条例(以下「改正後の条例」という。)第7条、第15条又は第23条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る宮崎県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)又は同条例第21条第2項に規定する環境影響評価書について適用する。

3 改正後の条例第7条の2(改正後の条例第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書及び準備書について適用する。

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第52号

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例(平成21年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第 3 条 知事は、保証協会から、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画が当該計画を策定した者の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等の承認をすることができる。</p> <p>(1) <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第 131号）第42条第 1 項</u>の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>(2) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条</u>に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第 3 条 知事は、保証協会から、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画が当該計画を策定した者の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等の承認をすることができる。</p> <p>(1) <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第 128条第 1 項</u>の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>(2) <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第 133条第 1 号</u>に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法附則第 4 条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第 131号）第47条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画は、この条例による改正後の宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例第 3 条第 2 号の再生に関する計画とみなす。</p>	